

農地法第3条下限面積の設定についての審議結果（平成30年度）

米子市農業委員会では、平成30年12月10日開催の農業委員会総会において、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の見直しについて審議した結果、次のとおり別段の面積を設定し、平成30年12月17日に告示しました。

農地法第3条第2項第5号の規定による農地及び採草放牧地の面積

区 域	面 積
尾高 岡成 泉 下郷 日下 石州府 福万 河岡 淀江町（今津 淀江 西原 福岡 稲吉 高井谷 中西尾 本宮 西尾原 富繁 福井 福頼 平岡 佐陀 中間 小波）	40アール
福市 八幡 諏訪 青木 上安曇 下安曇 兼久 別所 榎原 大袋 永江 石井 奥谷 美吉 宗像 日原 橋本 奈喜良 吉谷 古市 新山	35アール
蚊屋 今在家 二本木 熊党 浦津 吉岡 流通町 一部 上新印 赤井手 下新印 古豊千 高島 東八幡 水浜 彦名町 彦名新田 夜見町 富益町 大崎 葭津	30アール
両三柳 河崎 上福原 上福原一丁目 上福原二丁目 上福原三丁目 上福原四丁目 上福原五丁目 上福原六丁目 上福原七丁目 皆生新田一丁目 皆生新田二丁目 皆生新田三丁目 皆生一丁目 皆生二丁目 皆生三丁目 皆生四丁目 皆生五丁目 皆生六丁目 皆生温泉一丁目 皆生温泉二丁目 皆生温泉三丁目 皆生温泉四丁目 東福原一丁目 東福原二丁目 東福原三丁目 東福原四丁目 東福原五丁目 東福原六丁目 東福原七丁目 東福原八丁目 西福原 西福原一丁目 西福原二丁目 西福原三丁目 西福原四丁目 西福原五丁目 西福原六丁目 西福原七丁目 西福原八丁目 西福原九丁目 新開一丁目 新開二丁目 新開三丁目 新開四丁目 新開五丁目 新開六丁目 新開七丁目 米原 米原一丁目 米原二丁目 米原三丁目 米原四丁目 米原五丁目 米原六丁目 米原七丁目 米原八丁目 米原九丁目 旗ヶ崎 旗ヶ崎一丁目 旗ヶ崎二丁目 旗ヶ崎三丁目 旗ヶ崎四丁目 旗ヶ崎五丁目 旗ヶ崎六丁目 旗ヶ崎七丁目 旗ヶ崎八丁目 旗ヶ崎九丁目 上後藤一丁目 上後藤二丁目 上後藤三丁目 上後藤四丁目 上後藤五丁目 上後藤六丁目 上後藤七丁目 上後藤八丁目 安倍	25アール

<p>勝田町 東山町 博労町一丁目 博労町二丁目 博労町三丁目 博労町四丁目 糺町一丁目 糺町二丁目 富士見町 富士見町一 丁目 富士見町二丁目 日ノ出町一丁目 日ノ出町二丁目 錦町 一丁目 錦町二丁目 錦町三丁目 朝日町 角盤町一丁目 角盤 町二丁目 角盤町三丁目 角盤町四丁目 道笑町一丁目 道笑町 二丁目 道笑町三丁目 道笑町四丁目 長砂町 昭和町 万能町 日野町 法勝寺町 紺屋町 四日市町 弥生町 陽田町 東町 西町 加茂町一丁目 加茂町二丁目 茶町 塩町 末広町 大工 町 愛宕町 祇園町一丁目 祇園町二丁目 錦海町一丁目 錦海 町二丁目 錦海町三丁目 陰田町 大谷町 目久美町 東倉吉町 西倉吉町 中町 明治町 久米町 尾高町 岩倉町 寺町 天神 町一丁目 天神町二丁目 内町 立町一丁目 立町二丁目 立町 三丁目 立町四丁目 灘町一丁目 灘町二丁目 灘町三丁目 花 園町 義方町 三本松一丁目 三本松二丁目 三本松三丁目 三 本松四丁目 三旗町 車尾 車尾一丁目 車尾二丁目 車尾三丁 目 車尾四丁目 車尾五丁目 車尾六丁目 車尾七丁目 車尾南 一丁目 車尾南二丁目 観音寺 観音寺新町一丁目 観音寺新町 二丁目 観音寺新町三丁目 観音寺新町四丁目 観音寺新町五丁 目 中島一丁目 中島二丁目 大篠津町 和田町</p>	<p>20アール</p>
---	--------------

別段の面積を見直しする理由及び方針

農地基本台帳システムによる集計の結果、設定区域内の農家において、現行
の下限面積未満の農地を耕作している農家が、設定区域内の総農家数のおお
むね4割を上回る区域について、農地法施行規則第17条第1項を適用し、
別段面積を引き下げることとしました。